

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四百十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第7に次のように加える。

第6部 追 補 (3)

注 射 薬

品 名 規 格 単 位

(た)

ダルテパリンNa 静注5000単位／5 mL 「マイラン」 5,000低分子ヘパリン国際単位1管